

出生前のお子さんの令和9年度保育園・こども園入園を考えられている保護者の皆様へ

令和9年度一次申込より、以下の要件を満たしている場合に限り出生前の入所申込が可能になりました。

- ①出生予定日が令和9年4月1日以前であること。
- ②保護者が「保育を必要とする事由」が*下記一覧のいずれかに該当し、申込受付期間内に必要書類の提出ができること。
- ③入所希望月が令和9年4月1日もしくは入所可能月齢に達した翌月1日であること。
※令和9年4月1日に入所希望できる方→4月までに入所可能月齢に達しているお子さん
※入所可能月齢に達した翌月とは
→公立園を希望する場合、出生予定日が令和8年12月15日のお子さんは、令和9年6月15日に6か月を迎えるため入所希望月は令和9年7月1日になります。
→私立園を希望する場合、出生予定日が令和9年2月25日のお子さんは、令和9年4月25日に2か月を迎えるため入所希望月は令和9年5月1日になります。

* 出生前申込を希望される方の保育を必要とする事由および提出書類

	保護者等の状況	提出書類	注意事項
1	就 労 (採用内定・ 復職予定含む)	・ 就労証明書 (※提出日より3カ月以内のもの。)	<u>* 月 48 時間以上かつ月 12 日以上就労していることが条件です。</u> * 個人事業主や自営業専従者（専従者控除対象者）の方は、事業に従事していることがわかる資料（直近3カ月以内の帳簿、確定申告書・収支内訳書の写しなど）を添付してください。 * 家族専従者の方（無給の方）は事業主の確定申告書・収支内訳書の写しを添付し、無給の理由を備考欄へ記入してもらってください。 * 採用内定（復職予定）の場合、就労（復職）後、1 カ月以内に改めて勤務していることを証明する「就労証明書」の提出が必要です。
2	疾病・負傷・ 障がい	・ 保育利用事由申出書 ・ 診断書の写し ・ 身体障害者手帳等の写し	* 身体障害者手帳1～2級（聴覚は2～3級）、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、介護認定が要介護度3～5の場合は、診断書の写しは不要です。 * 診断書には治療（見込）期間、家庭保育ができないことの記載が必要です。

※1 について入所希望月時点で就労中であることを雇用先が証明する場合にのみ受付可能

※2 について入所希望月時点で“家庭での保育が困難であること”を医師が診断する場合、または有効な手帳が提出できる場合に限り受付可能

入所月において申請時の保育を必要とする事由の要件を満たさない場合は入所取消となる場合がありますのでご注意ください。

また、出生前申込に必要な詳しい要件や添付資料については、従来の入所申込とは異なります。出生前申込を希望される場合は、必ず事前にこども保育課へご相談ください。

<問い合わせ先>

瀬戸内市 こども未来部 こども保育課 8:30～17:15（土・日・祝日除く）

住所：瀬戸内市邑久町尾張 300 番地 1 TEL：0869-24-8004